

6月定例会

令和7年第2回定例会が6月4日から19日までの16日間の会期で開かれた。

初日(4日)は、令和6年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書及び令和6年度養老町下水道事業会計予算繰越計算書の報告を受け、4議案の提案説明があった。条例の一部改正等1議案については産業建設委員会に付託し、補正予算3議案については、予算特別委員会に付託した。

2日目(18日)は、議員9名が一般質問を行った。

最終日(19日)は、産業建設委員会委員長及び予算特別委員会委員長より、付託された議案についての審査の経緯と結果の報告後、採決を行い、条例の一部改正や令和7年度一般会計補正予算など4議案について、すべて原案のとおり可決した。また、追加上程された令和7年度一般会計補正予算について、質疑討論を経て議案のとおり可決した。

定例会の主な(総括)質疑内容

●養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部改正

問 土地改良法の改正に伴い、どのような場合に特別徴収を実施することができるようになるのか。

答 土地改良事業等施工に係る農地整備においては、事業完了年度の翌年から起算して8年間経過しないと農地以外には使用用途できないとしている。そのため、農地中間管理機構から所有権の移転を受けた者もしくはその承継人が、事業施行地域内農地を目的外使用に供するために所有権の移転した場合や、自ら目的外用途に供した場合に特別徴収が行われる。

問 これまでに特別徴収金を徴収した実績はあるか。

答 実績はない。

問 特別徴収金に該当するかをどのように把握するのか。

答 農地転用は農業委員会への申請が必要であるため、そこで確認する。

●令和7年度養老町一般会計補正予算(第3号)

問 食肉基幹市場建設推進費の用地取得関係事業にて各権利者への説明支援業務の委託料が補正計上されているが、対象事業所は何件か。

答 3事業所。

問 食肉基幹市場建設推進費にふるさと応援基金を充当した理由は。また、今後も充当していくのか。

答 今までは何とか使用してきた状況であったが、現在は全く電源も入らない状況である。

問 当町へのふるさと納税が食肉に関する返礼品の割合が高いことも踏まえ、養老町の強みを活かすためにも、ふるさと応援基金は今後も食肉関係に充当していきたい。



あるので、暑い時期に備えて今回補正計上した。他の公民館については、状況を確認し必要に応じて対応していく。

反対討論

問 中央公園野球場と総合体育館のトイレを洋式化する工費が計上されているが、それ以外の公共施設のトイレ洋式化の考え方は。

食肉基幹市場建設推進費の用地取得関係事業にて各権利者への説明支援業務の委託料528万円が補正計上されている。専門業者に任せるのではなく、町職員がしっかりと内容を研究して説明することにより、町と事業者との間に信頼関係が築けるはずである。肉のまちは養老町における食肉産業への投資は賛成であるが、用地取得費に関して経費が積み増しされていくのが本事業の大きな問題点である。

問 小畑公民館の和室空調に修繕は以前から要望があったと思うが今回補正計上した理由は。また、他の公民館の状況は。

答 今までは何とか使用してきた状況であったが、現在は全く電源も入らない状況である。

賛成討論

食肉基幹市場候補地の用地交渉にあたり、補償内容の説明、資料に専門的な知識が必要であるため、在席職員のみへの対応では困難であると思われる。遅滞がないように事務を執り行うため、補正予算に計上された委託費は妥当であると思われる。

賛成討論

当議案における補正予算の主な内容は、新食肉基幹市場建設に係る用地取得関係事業や、清華苑の防水修繕、学校運営に必要なとなる公務支援に係る次期システムの初期構築、10月に開催される「ねんりんピック岐阜」に向けたトイレ整備など、いずれも当町において重要度や緊急度の高い事業であり、速やかに予算措置を講じ、正確かつ適切に対応していくべきものであると考える。

●令和7年度養老町後高齢者医療特別補正予算(第1号)

問 後期高齢者医療保険においてもマイナ保険証を保有している方に確認書が発行されるようになった理由は。

答 後期高齢者のマイナ保険証利用率は他の年代と比較し相対的に低い状況にあることから、令和8年8月の年次更新までの間、マイナ保険証の保有状況に関わらず資格確認書の職権交付を行うこととするという国からの通達に基づいている。



問 今後の町の見解は。

答 国の方針に従って事務を進めていきたい。

産業建設委員会への付託議案

●養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部改正

問 今回の改正で新たに3号が追加されたが、既に規定されている1号、2号とはどんな方が対象か。また、該当する田畑の面積はどのくらいか。

答 第1号の対象者は土地の地権者、第2号の対象者は土地を借り農業を行っている担い手の方。面積は14万2941㎡、2322筆で、地権者は92名であり、担い手の方により稲作がなされている。



問 農地中間管理機構とはどのような組織か。

答 農地の集積・集約化を進めることを目的に設立された公的な機関。各都道府県に設置されており「農地バンク」とも呼ばれ、岐阜県の農地中間管理機構は「一般社団法人岐阜県農畜産公社」が担っている。

問 特別徴収金の算定方法等は。

答 土地改良事業に要した全体費用に對して、事業全体面積から対象面積を按分して特別徴収額を算定する。土地改良事業は国、県、町が負担割合に応じて事業を担うものであり、事業ごとに割合も異なってくるため、同面積であっても算定額は一概に同額ではない。

予算特別委員会への付託議案

●令和7年度養老町一般会計補正予算(第1号)

問 清華苑防水工事の内容は。

答 炉前室のトップライト付近から漏水が確認されたため、部分的に屋上コーティングの再施工を行うもの。

問 清華苑は建設から30年以上経過しているため、防水の抜本的な改修の必要性があると思うが考え方は。

答 今後、施設の状況調査等を通じて長寿命化などを踏まえながら対応していく。

問 食肉基幹市場建設推進費用地取得関係事業において補正計上された委託業務の内容は。また、当初予算に計上されなかった理由は。



答 現地ヒアリング調査、用地取得資料の作成、補償内容等の説明など、交渉にあたって必要となる業務を外部委託するもの。当初は現行の人員で対応する予定であったが、職員が退職したことに伴い人員が不足し、対応が難しくなっていたため外部委託料を補正計上した。

問 今回の補正計上された中には相手方への補償に関する費用が含まれているのか。

答 交渉にあたって必要となる経費を計上したものであり、相手方への補償に関する費用は含まれていない。